

## 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公の施設を管理するに当たり、エネルギー等の価格高騰の影響を受けた指定管理者に対し予算の範囲内において支援を行うことについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、令和7年3月31日時点において、伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢原市条例第20号)第6条第1項の規定により指定管理者として本市の指定を受けている者とする。

2 前項に規定する者のうち、指定管理者が管理する本市の施設(以下「指定管理施設」という。)において電気料金及び上水道料金の負担がない者(全額指定管理料等で補填される場合も含む。)及び本市の実施する障がい者施設物価高騰支援給付金給付事業の対象者は、本支援金の交付の対象外とする。

(交付対象経費)

第3条 支援金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 交付対象者が令和6年4月から令和7年3月までの間に指定管理施設で使用した電気料金支払い実績の合計額(複数の指定管理施設がある場合は、その合計額。以下「電気料金交付対象経費」という。)

(2) 交付対象者が令和6年10月から令和7年3月までの間に指定管理施設で使用した上水道料金支払い実績の合計額(複数の指定管理施設がある場合は、その合計額。以下「上水道料金交付対象経費」という。)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号においてそれぞれ算出した額(当該額が0を下回る場合にあっては、0)の合計額(算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

(1) 電気料金交付対象経費から指定管理施設の令和3年4月から令和4年3月までの電気料金支払い実績の合計額を差し引いた額に2分の1を乗じた額

(2) 上水道料金交付対象経費から指定管理施設の令和5年10月から令和6年3月までの上水道料金支払い実績の合計額を差し引いた額に2分の1を乗じた額

2 前項の規定により算定した額が0を下回る場合は、支援金の交付の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、令和7年5月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金計算書（第2号様式）
- (2) 前条の算定に必要な電気料金及び上水道料金の支払い実績が確認できる書類（請求書及び領収書、通帳の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、1 交付対象者につき 1 回限りとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支援金の交付を決定したときは、伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定する期日までに申請された額のうち、支援金の交付を決定した額（以下「支援額」という。）の合計が予算額を上回った場合においては、100万円以下の申請者の支援額はその額を交付決定額とし、100万円を超える申請者の支援額は予算額から100万円以下の申請者の支援額の合計を減じた値を100万円を超える申請者の支援額の合計で除した値に支援額を乗じた額を交付決定額（算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定に基づく審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者は、伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付決定通知書の写し
- (2) 振込先の口座がわかる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

2 支援金の交付方法は、申請者が指定する金融機関への口座振込とする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による交付を受けた者に対して、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。